

総合科学技術・イノベーション会議
第129回生命倫理専門調査会 議事概要(案)

日時：令和3年11月11日(木) 14:01～15:42

場所：中央合同庁舎第8号館6階623会議室

(専門委員、参考人、関係省庁はWebexから参加)

出席者：(生命倫理専門調査会専門委員)

五十嵐隆、磯部哲、小川毅彦、甲斐克則、神里彩子、小出泰士、
小門穂、深見真紀、藤田みさお、三浦直美、森崎裕子、米村滋人、
渡辺弘司

(参考人)

国立成育医療研究センター理事/研究所長 松原洋一

日本産科婦人科学会常務理事/徳島大学大学院医歯薬学研究部研究
部長 苛原稔

国立成育医療研究センター研究所生殖医療研究部長 阿久津英憲

(関係省庁)

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室長
安藤博

厚生労働省大臣官房厚生科学課研究企画官 高江慎一

厚生労働省健康局難病対策課長 簀原哲弘

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 山本圭子

事務局：阿蘇隆之大臣官房審議官、廣田光恵参事官、和泉誠人参事官補佐

議事：1. 開会

2. 議題

(1) 第128回「生命倫理専門調査会」議事概要(案)

(2) 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告
(第三次)(案)のパブリックコメントの結果報告

(3) 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告
(第三次)～研究用新規胚の作成を伴うゲノム編集技術等の
利用等について～(案)について

(4) 今後の検討議題について

(5) その他

3 . 閉 会

(配布資料)

- | | |
|--------|---|
| 資 料 1 | 第 1 2 8 回「生命倫理専門調査会」議事概要 (案) |
| 資 料 2 | 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告 (第三次) (案) のパブリックコメントの結果 |
| 資 料 3 | 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る報告 (第三次) ~ 研究用新規胚の作成を伴うゲノム編集技術等の利用等について ~ (案) |
| 資 料 4 | 今後議題として取り扱うべき事項に関する専門委員意見 |
| 参考資料 1 | 「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係
る検討におけるその他の意見等 (案) |
| 参考資料 2 | 内閣府・日本科学未来館オンライントークイベント「あ
なたはどう思いますか？研究のためのヒト受精卵の作
成」結果報告 |
| 参考資料 3 | ネットアンケート集計結果 |

議事概要：

(五十嵐会長) それでは定刻になりましたので、ただいまから総合科学技術・イノベーション会議第129回生命倫理専門調査会を開催いたします。

構成員の先生方には、お忙しいところ御参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

初めに、本日の委員等の出席状況について事務局から御報告をお願いします。

(廣田参事官) 事務局でございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Webexでのリモート開催とさせていただきます。会議中に何か不具合がございましたら、Webexのチャット機能やお電話にて事務局にお知らせください。

本日の会議の構成員の御出席の状況を報告いたします。

上山隆大CSTI議員、藤井輝夫CSTI議員、久慈直昭専門委員から御欠席の連絡を頂いております。

本日の会議には、16名中13名が御出席であることを御報告いたします。

本日は関係学会、日本産科婦人科学会から苛原稔参考人、国立成育医療研究センターから松原洋一参考人、阿久津英憲参考人に御出席を頂いております。

(五十嵐会長) ありがとうございました。

続きまして、本日の配布資料の説明をお願いいたします。

(廣田参事官) 事前に配布いたしました資料の確認をさせていただきます。

資料は議事次第にありますように、資料が4種類、参考資料が3種類ございます。

なお、事前にメールで配布をさせていただきました資料1でございますが、ファイル名には「資料1」となっているんですけども、資料そのものの中に、右肩に「資料1」という表記がございませんでしたので、それについてお詫びを申し上げます。

続きまして、Webex会議システムについて御説明いたします。

会議中は、マイクは原則ミュートでお願いいたします。御発言される際は、挙手ボタンを押していただきますと、五十嵐会長から順番に指名させていただきます。ミュートを解除して御発言ください。モニター越しに挙手いただいても結構ござ

います。

会議中に操作について御不明な点がございましたら、Webexのチャット機能やお電話にて事務局にお知らせください。

(五十嵐会長) ありがとうございます。

では、議事に入りたいと思います。

まず議題1、第128回「生命倫理専門調査会」議事概要(案)が皆さんのお手元のところに届いていると思います。

既に御出席いただいている方の御発言部分については、御確認を頂いておりますので、改めてここで修正すべき点がございましたら御指摘いただきたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、特に御異議がないようですので、承認としたいと思います。ありがとうございます。

この議事録は、生命倫理専門調査会運営規則第11条に基づきまして、公開をさせていただきます。

続きまして、議題2に入ります。

資料2を御覧いただきたいと思います。

前回の調査会で報告書案を皆さんにお示しをし、委員の先生方から頂いた意見に基づいた修正案を、令和3年9月22日から10月21日まで、パブリックコメント用として公表いたしました。そして、御意見を頂いたわけですが、結論として、提出いただいた御意見は3件でございました。

事務局で、これらの意見に対する案を作成しましたので、これに対して御議論を頂ければと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(廣田参事官) 事務局でございます。

資料2を御覧ください。

今、五十嵐会長の方から御説明いただきましたように、パブリックコメントとして提出されました意見は3件でございました。事務局の方で回答案を作成しておりますので、私の方から御説明させていただきます。

お手元の資料を1枚めくっていただきまして1ページ目でございますが、まず一つ目は、御意見といたしましては、「胎内に戻して胎児が誕生するリスクがあるのではないか」というような御意見でございましたので、第一次報告、第二次報告等の記載を引用いたしまして、「そのようなおそれはないというふうに考えております」という回答案を作成しております。

2番目の御意見でございますが、こちらについてはいろいろな御意見、お考えが示されておりましたので、回答案といたしましては、「様々な考え方、価値観があることも留意しつつ、今後の検討において参考とさせていただきたいと思います」という回答案を作成しております。

3番目でございますが、こちらは報告書の記載の形式、漢字の使い方とかそういうことでございましたので、その点については「報告書の作成において参考とさせていただきます」という回答案を作成しております。

以上になります。

(五十嵐会長) 御説明ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた回答の案、あるいは報告書の修正について、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

(磯部専門委員) 磯部ですが、よろしいでしょうか。

(五十嵐会長) どうぞ。

(磯部専門委員) 細かいことですが、1番の回答案の8行目が「関係府省に求めました。」の「ま」が抜けているというところだけ、修正してください。

(五十嵐会長) そうですね。御指摘ありがとうございます。

「求めました。」ですね。「ま」が抜けていますので、追記させていただきます。どうもありがとうございます。

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

続きまして、議題3に移ります。

先ほど御報告いただいたパブリックコメント、あるいは前回の調査会と調査会后

に委員の皆さんから出していただきました意見に基づいて、事務局で修正案を作成いたしました。それを今日、皆さんと一緒に、御説明を頂いて審議していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(廣田参事官)事務局でございます。

御説明申し上げます。

お手元の資料3を御覧いただけますでしょうか。

おめくりいただきまして、「はじめに」というところから2ページ目になりますけれども、このところにつきましては、25行目から26行目について修正をさせていただいております。

元の文では「生命倫理の遵守」となっておりましたものを、文章の中できちんと読みますと、「この原則」として受けるのが適切であるというふうに判断いたしましたので、そのように修正をしております。

続きまして、次の修正箇所といたしましては、6ページ目まで飛んでいただけますでしょうか。こちらの21行目から22行目のところでございますが、ここにつきましては、前回の御議論の中で、新規胚と余剰胚について差があるのだと、そのところをきちんと書き分けるべきであるという御意見があり、当初はそこについて少し詳しく書いたものを先生方に一度配布をさせていただいたところでございますが、その後先生方から御意見を頂戴いたしまして、事務局において従前の会議録なども読みまして、確かにその場では余剰胚と新規胚の違いについて御意見があったところではございますが、どのように違うのかというような御説明というのは特段なかった点と、従前その部分について詳しく議論をされたという経緯もございませんでしたので、一度配布をさせていただいた中で書いたものを更に修正させていただきまして、おおよそ元に戻るような形で、今お示しさせていただいているような修文をさせていただいているところでございます。

そして、この部分を受けた形で次のページになりますが、7ページ目の「検討内容を踏まえた考察」の中の部分も同様の書き方に戻すというか、修正をさせていただきまして、28行目から30行目にかけてのような修正をさせていただいているところでございます。

この点につきましては、これは一つ目の検討課題であります遺伝性疾患の治療の部分についての記載でございますので、同様な記載がミトコンドリア病に関する核

置換のところにもございますので、同様な修正をさせていただいているところがございますが、その前に8ページ目に、すみません、こちらは私どもの記載ミスでございますが、脳卒中の「脳」という字が抜けておりましたので、37行目、ここを「脳卒中」という形で修文をさせていただいております。

飛びまして10ページ目でございますが、「卵子の提供に当たり、」という3行目の箇所「有償によりこれを認めている」という記載がございましたが、委員の方から、これは有償ではなくて補償ではないかというような御意見を頂きまして、こちらの方で従前の議事録等を確認しまして、このような記載にさせていただいているところがございます。

同じページの16行目から18行目にかけてでございますが、先ほどと同じ理由で、余剰胚と新規胚について、ここまでの議論は特段なかったかというふうに思いますので、このような形に記載を改めさせていただいているところがございます。

最終的には、最後の11ページでございますが、これはパブリックコメントの三つ目の御意見の中でございました記載の整理をさせていただいているところがございます。

なお、最後になりましたが、パブリックコメントに基づく内容に関する修正は特段ございませんでしたので、そのことも併せて御報告をさせていただきます。

以上でございます。

(五十嵐会長) どうもありがとうございました。

それでは、本日御説明を頂きました第三次の報告案につきまして、何か委員の先生方から御意見等ございましたら頂きたいと思っております。いかがでしょうか。

御意見のある方は、申し訳ありませんが、声を上げてお名前をおっしゃっていただけますか。

(小出専門委員) 小出ですけれども、よろしいでしょうか。

(五十嵐会長) はい、お願いします。

(小出専門委員) 今の御説明を伺いました。

前回、新規胚を研究のために作成し、利用し、そして廃棄するということと、それから、既にある余剰胚を研究に利用して廃棄するということ、それらの倫理的な違いについて、意見を述べさせていただきました。それは議事録にも載っていると

思うんですけれども、2点指摘させていただきました。

繰り返すのも何ですけれども、本来、一つは女性から採卵をするという場合、女性のインテグリティを侵害するわけですから、それ自体は認められないわけですが、子供をもうけるという、親子関係を結ぶという、そのためにそれが例外的に許されるわけです。とはいえ、そこには、やっぱりインテグリティの侵害という倫理問題があるわけです。

それともう一点は、体外で人の胚を作成するという、それも倫理的には子供をもうけるため、親子の絆を結ぶためにのみ許されることであって、それを新規胚作成では、研究に利用するために胚を作成するわけですから、余剰胚を利用することとの間には、倫理的に大きな違いがあるということを指摘させていただきました。

研究利用のための論理としては、そういう倫理的な違いはあるけれども、科学的合理性と社会的妥当性が認められるので、例外的に研究に使用することが許されるという、そういう論理だと思うんですね。

その違いを踏まえた上で、なおも科学的合理性と社会的妥当性があるから研究に利用することを容認するんだと、そういう話だと思うんですが、この報告書を拝見しますと、そこがどうも曖昧になっているように思うんですね。

今回、修正していただいたものを拝見しますと、6ページ目ですよ、ここは「ヒアリング、議論等の主な内容」ですから、その中で出てきたこれまでの議論をまとめているだけだと思うので、これはこれで仕方ないかなという気がします。

ただ、ここで、6ページの18行目辺りですか、「研究を目的として配偶子を受精させてヒト受精胚を作成する」とあるんですけれども、「すなわち」と言い換えて、その次にあるのが配偶子の提供についてのことなんですね。

「すなわち」というのは言い換えですから、新規胚を作成するということのポイントは、ここでは配偶子の提供なんだと、その点への配慮が必要なんだということを述べているのだと思います。ということは、つまり先ほど申し上げた2点目の研究のために、研究に利用して廃棄するために、新たに「人の生命の萌芽」を生み出すということは、抜けているわけですよ。その上、「差を付けることは妥当とはいえないのではないか」という意見まで書かれています。ただ、これはこれまでのヒアリングの内容をまとめたものだとすれば、それはそれで仕方ないのかもしれない。

問題は、その次のページ、7ページの下の方ですよ。「検討内容を踏まえた考察」、このところに前回のお話ですと、今言った倫理的な違い、そういう倫

理的な違いがあっても、なお、これは例外的に容認されるんだという、そういうことを書いていただけというお話だったんですけども、ここでも、この2段落目を拝見しますと、「新規胚作成のためには配偶子の提供を受ける必要があり、この点については」と、「この点」しか書いていないわけですよね。だから、これを読んだ人は、新規胚の利用と余剰胚の利用との間には、「配偶子の提供」というこの点の違いしかないように思われるんじゃないかと思うんですね。

今回、パブリックコメントは、たまたま3人の人しか回答しなかったもので、その点についてコメントする人はいなかったようですけども、これは恐らく社会が、国民がこれを見たら、この生命倫理調査会が、この二つの大きな倫理的な問題があるにもかかわらず、研究に利用して廃棄するために人の生命の萌芽を生み出すということを、あえてここで言わないというふうに取り扱われる可能性も十分あると思います。

ですから、私は前回、この違いをはっきりさせた上で、なおかつ科学的合理性と倫理的妥当性があるから研究を容認するんだという書き方にしていただけでないでしょうかというふうに申し上げたんですが、それをしなかったということは、それでいいというふうにお考えなんでしょうか。その点、もう一度確認させてください。

すみません、長くなりました。以上です。

(五十嵐会長) 御指摘ありがとうございます。

これについてはいかがですか。

(廣田参事官) 事務局の方から御説明をさせていただきます。

今、小出先生の方からお話があった点については、議事録にも残っているというふうに今御発言があったところでございますが、あくまで、この第三次報告につきましては、これまでの議論について取りまとめをして、その形でということでございますので、私どもといたしましては、これまでの議論の議事録を確認をした上で御用意をしたところだというふうに考えているところでございます。

前回の場で先生から御意見があったということは承知しておりますが、それはその場に出てきた形ということでございますので、大変恐縮でございますが、この第三次報告を取りまとめるに当たり、それより以前の中で確認はできませんでしたので、こういう書き方にさせていただいたところでございます。

(五十嵐会長) いかがでしょうか。

前回、たしか余剰胚と新規胚とで、両者に倫理的な問題点の差はないとする御意

見も戴いておりました。その上で、小出先生がおっしゃっているように、特別な配慮が必要という文章を残した方がいいのではないかと御意見を頂きました。いかがでしょうか。

(阿久津参考人) すみません、阿久津ですけれども、よろしいでしょうか。

(五十嵐会長) はい、どうぞ。

(阿久津参考人) 前回はそうだったんですけれども、小出先生の御意見で一つ多分、誤解があると思うんですけれども、この場合、研究に使用する卵子は、研究のために採卵はしないはずで、生殖補助医療の過程で採卵したただけで、どういう理由か臨床に用いられなくなった配偶子が対象ですので、大前提として研究のための採卵はしないはずで、

それについては、大きく変えたものではなくて、既に指針が施行されている生殖補助医療の研究、ART指針と言っていますけれども、その指針と変更は、その点なかったはずで、これはすごく大事な点ですので、もう一度確認していただけたらというふうには思います。その点が違えば結構大きな議論になってしまいますので、よろしくお願いします。

(小出専門委員) すみません。小出ですけれども、よろしいですか。

(五十嵐会長) はい、どうぞ。

(小出専門委員) 実は、今の点は誤解ではありません。そもそも新規胚を作ろうとするときには男性と女性の配偶子が必要で、その際に女性を侵襲する可能性があることについての倫理問題です、そもそもの。そして、研究のために女性から採卵してよいのかという、その倫理問題を回避するための一つの方策として考えられたのが、今、阿久津先生がおっしゃったような方策を取っていると、そういうお話です。

ですから、倫理問題というのは、もともとの原理的な問題のことを申し上げているのであって、その点、誤解はしていませんし、これまでのART指針なんかでも用いられなくなった卵子を使用することになっていたことは承知しております。

以上です。

(藤田専門委員) すみません、藤田ですけれども、よろしいでしょうか。

(五十嵐会長) どうぞ、藤田先生、お願いします。

(藤田専門委員)今の御議論をお伺いしていると、そうすると、報告書の6ページ目です、修正が加えられているところ、研究用の新規胚では配偶子を頂いて作成する必要があって、特に卵子の提供ではインフォームド・コンセントに配慮が必要というのは、これは今の先生方の御議論だと、ミスリーディングなのではないかというふうに、ちょっと思いました。

卵子だけではなく、インフォームド・コンセントの取得の方法に配慮が必要なのは変わりがないのではないかなということと、新規胚であろうが余剰胚であろうが、ここは区別なく大事なことに変わりはないんじゃないかなというふうに思ったので、修正が必要ではないかというふうに思いました。

以上です。

(五十嵐会長)そうしますと、具体的には6ページのこの21行目はどのように修正したらよろしいですか。

(藤田専門委員)ここは、もともと余剰胚と新規胚と書き分けていたところをくっつけて修正して、こうなったというふうに、先ほどの御説明だったと思うんですけども、それを小出先生のお話をまた反映させる形で書き分けるか、その新規胚の作成に特化した形じゃなく、書いた方がいいのではないかなというふうに思います。

今すぐには具体的な文言、何が適切かというのはちょっと思い浮かばないんですけども、構成としては、そういった書き直しができるかなと思いました。

(五十嵐会長)ありがとうございます。

事務局、どうぞお願いします。

(和泉参事官補佐)事務局でございます。

この同じページ、6ページ目の18行目からの記載について、初めに書いたバックグラウンドですけれども、こちらは専門家の先生からのヒアリングにおいて、特に新規胚を作成する場合ですと、先ほど阿久津先生から御指摘を頂いたように、生殖補助医療というもとの目的で採卵する際に、研究の目的で使うということも含めたインフォームド・コンセントが要る場合もあるのではないかなというふうな御指摘を、たしかヒアリングの際に頂いていたかと思えます。

そうした長いスパンでといたしますか、本来の目的と、プラス研究の目的でも同意を得て、そして卵子を使わせていただくというような手続が必要となることを踏まえて、こうした書きぶりをしたところでございます。

これは、余剰胚ですと既にできている胚を活用させていただくということになるので、余剰胚と新規胚では、プロセスそのものが一部違うのではないかというような御指摘を踏まえまして、このように「特に」というふうに書かせていただいたところでございます。

したがいまして、この記載自体はヒアリングに基づいているものかと事務局としては思っているのですけれども、それを踏まえて修正の方針等を頂戴いただければ検討させていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(藤田専門委員) 今のお話ですと、受精卵を作成するときには事前に研究に使う場合もありますということをインフォームド・コンセントの際に説明をしていることが常であるという意味でしょうか。この場合は必要であるという、そういう趣旨と理解してよろしいでしょうか。

(和泉参事官補佐) 事務局でございます。ありがとうございます。

ヒアリングをさせていただいた範囲でのお答えになってしまうのですが、常かどうか、実態が分からないところもあるんですけれども、卵子の提供の過程で、研究の目的で採卵するということはございませんので、生殖補助医療の段階で、研究も含めた説明というのが必要なんじゃないか、そういったところは新たな側面があるのではないかといったような御指摘が先生方からあったということで、こちらは記載をさせていただいたところでございます。

(藤田専門委員) どうしてもその点は、受精卵も同じではないか、研究に使う目的で作るわけではないという点においては受精卵も同じではないか。ここをやはり区別するということは、小出先生がおっしゃったような新規胚の作成と受精胚、余剰胚との間に何らかの重要な違いを認めていると言ってしまうことではないかということが気になっているというのが、私がお伺いしている趣旨でもあります。

もし、そこで違いを、受精卵と新規胚との、余剰胚と新規胚との何らかの違いを認めている、配慮の違いを認めているというのであれば、報告書の中で同じものとして区別せず扱う書きぶりをするということに矛盾は出ませんかということを気にしております。

(廣田参事官) 事務局でございます。

新規胚と余剰胚で受精した後というよりも、「また、」から始まります18行目のパラグラフでございますが、今、事務局の方からも御説明いたしましたように、実態としてどのくらいの割合なのか、全てにおいてそうなっているのかはちょっと分からないんですけれども、卵子を生殖補助の目的で採取する際に、場合によって

は、この卵子、配偶子を研究に用いる場合もありますという形で、インフォームド・コンセントを取るということがあるというふうにヒアリングの中でお話がありましたので、その点について、そのプロセスのことについて、ここで書いたところでございます。

今の修正を加えさせていただいたところから少し下がりました、24行目の後半の部分のところなのですが、このところで「新規胚と余剰胚は、いずれも尊重されるべき胚としての尊厳は同等であって、」という形で、今、藤田先生から御指摘があった、違いを認めているのではないかということについては、他方でこういう御意見もあるという形でヒアリングの中に出てきたお話でございますので、ここで記載をさせていただいているところでございます。

繰り返しになりますが、この部分はあくまでもヒアリングで頂戴した御意見に基づき組立てをしているところでございますので、その点について、ヒアリングの中でこういう意見があったのではないかというような御指摘等々を踏まえた上で修文を頂戴いただくと、大変有り難いかなというふうに思います。

(藤田専門委員) それでは、例えば「特に卵子の提供について、」を削除するということは可能でしょうか。というのは、なぜ卵子だけになるのか、精子の提供者もそういうつもりで提供したのではないんじゃないか、そのように思うんですけども。

修文の可能性と問われると、この部分を削除するというのはあり得るのかなと、今お伺いしていて思いました。

(五十嵐会長) では、事務局、もう一度お願いします。

(廣田参事官) すみません、米村先生の前に先に発言させていただいて恐縮でございますが、繰り返しになりますが、あくまでも、このところはヒアリングで出てきた御意見をそのまま頂く形で書いてございますので、恐らくヒアリングのときは、今、藤田先生から御指摘があった、精子についても同等ではないかというようなお話というよりも、ドナーになる方の負担の大きさを考えると、やはり特に卵子の、というようなお話だったというような形で、このような記載にさせていただいているところでございます。

(五十嵐会長) では、米村先生、お願いいたします。

(米村専門委員)

私の方では、今の事務局の御説明を、全体としては了としてよいと考えておりますが、若干認識の違いがある部分もございますので、その点も含めて少しお話をさ

せていただきます。

まず、もともとの原案と申しますか、前回の会議を踏まえて出てきた案文に対して、今問題となっている2か所の修正点に関しては、私の意見が取り入れられて、このようになったという部分があったかと受け止めております。

その際に、私からは2つのことを申し上げました。第1に、従来のヒアリングでこのような議論はなかったので、それを盛り込むのは適切ではないのではないかと、第2に、前回の会議の議論でも両論があったわけで、新規胚と余剰胚の倫理的区別を付けるかどうかということについて委員間の意見の隔たりがあって、コンセンサスが得られたわけではないので、コンセンサスに至っていない内容を書き込むのは問題があるのではないかと、この2つのことを申し上げました。

あまり自信はございませんが、前回の会議においてかろうじてコンセンサスが得られたと考えられるのは、卵子提供を必要とするという点で倫理的な区別があるということだったのではないかと思います。提供自体に侵襲性があるかどうかは差し当たっては問わずに、卵子提供のプロセスがあるという点で、余剰胚と新規胚は違いがあるというところではコンセンサスが得られたように見えましたので、その点についてだけ記載をするという判断だったのだらうと推測しておりました。

その点まで私が申し上げたわけではなく、私が申し上げたのは、先ほど述べたとおり、ヒアリングの中で議論がなかったことと、前回会議でも意見の隔たりがあってコンセンサスが得られていないということだけだったのですが、事務局の側で、最低限コンセンサスが得られた内容として、卵子提供のプロセスがあるという点を取り上げ、その点を盛り込むという形で決着されたのだらうと解釈しておりました。

その判断自体は、私としては、これまでの経緯を踏まえると了としたいと思っ
ているというところですが、ただ、一切そういった経緯を踏まえずにこの文章を見たときに、そのような意図が伝わるかどうかというのはやや問題で、その点は先生方に引き続き御議論頂ければと思っておりますが、ただ、いずれにしろ、私としては、現在の最終案で十分に従来の議論が盛り込まれた内容になっているという理解をしております。

(五十嵐会長) どうもありがとうございます。

いかがでしょうか。

(阿久津参考人) すみません、阿久津です。

(五十嵐会長) はい、どうぞ。

(阿久津参考人) 卵子のこの点なんですけれども、卵子は精子と違って、もう一点、特別な事情が私はあると思ってしまして、これは卵子の利用については、生殖補助医療だけではなくて組織から採取するというのも、ここは対象にしているはずなんです。つまり、生殖補助医療、大きな意味でそこに入るかもしれないんですけれども、抗がん剤治療なんかで、あらかじめ卵子の組織を取っているような場合、それで治療、用いられなくなったようなケースでも、そこから採取することも想定していたと思います。ですので、そういった意味で、説明がちょっと卵子はプラスアルファになってくるかなと思います。

この辺の議論は、第二次報告でも出ていたと思います。第二次報告の更に前のタスクフォースですね、「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスクフォースでの議論、そこからの、あれは報告書というんでしょうか、そこでもこの卵子提供者への配慮ということで、提言というか上の委員会に報告していたと思います。

ですので、ここが今回、事務局からヒアリングということではあったんですけれども、その以前からの議論が私は反映されているのかなというふうにも思いました。

以上です。

(五十嵐会長) どうもありがとうございます。

小川先生、手を挙げましたか。どうぞ。

(小川専門委員) 私も小出先生の意見に基本的に賛成でして、米村先生がおっしゃっていることは、そのとおりだとは思いますが、前回もその点、新規胚と余剰胚を同じに扱うかどうかという議論があったと思います。

それで、私の考えも新規胚を作るというその一手間というか、一作業入ることの重みというのがあるという認識でして、余剰胚と新規胚を同列に扱って差はないというふうな形で議論を進めるのは乱暴だなと、ちゃんとそこは違いがあるという意見と違いがないという意見をきちんと書いてもらって、その上で両意見があったという方がいいと思います。今回の文面を見ると、6ページの23行目と24行目に「余剰胚の利用とは異なる側面を持つと考えるべきとの意見があった。」という説明だけだとすると、読んだ人はやっぱり分からないと思うんですよね、「側面を持つ」というだけでは。

ですので、小出先生のおっしゃった形で、別に1段落付け加えてもいいから、そ

の辺の意見はどういう意見があったのかというのを書いた方が、この場で議論されたということが分かりやすくなるのではないかと思います。

それと、これは米村先生に質問なんですけれども、米村先生が差がないとおっしゃっているのは前から聞いているんですけれども、その根拠というか論理というか、私自身がよく分かっていないので、時間がないかもしれませんが、教えていただけたらと思います。

以上です。

(五十嵐会長) ありがとうございます。

米村先生、何か簡単に御意見を頂けますか。

(米村専門委員) この問題は根の深い問題で、短時間で御説明するのはちょっと大変というところがありますが、大きく二つの問題があります。一つ目の問題は、私自身がどう考えるかということではなく、日本社会の中で、受精の時点で大きな倫理的な違いがあるという捉え方をされているのかどうかという点です。これは、ドイツのように受精の時点で大きく取扱いが変わる国と日本を同等に扱ってよいのかということでもあります。

生命倫理学も法学も、アメリカやヨーロッパを起源とする学問ですので、そちらの議論の影響が強いのは確かなのですが、欧米と日本の大きな違いとして、宗教的な違いというものがあります。キリスト教的な前提を持たない日本の場合に、果たして受精の時点で大きく取扱いが変わるといような倫理観を前提にして良いのかについては、慎重に考えるべきではないかというふうに私自身は思っているところです。それが一つ目の点です。

もう一つは、法的な取扱いの問題です。私は刑法学者ではありませんので、詳しくは刑法の先生に御説明いただく方がいいかとは思いますが、日本の刑法では、必ずしも受精直後の胚について、胎児と同等の保護を与えるという前提にはなっておりません。あくまで「人」としての保護が与えられるのは生まれた後であり、その前の「胎児」という段階では、一定の保護を受けるということになっているわけですが、胎児に至らない「胚」について保護するという前提にはなっておりません。そういった法体系上の位置づけとの関係で、受精直後の胚というものについても保護するということがはっきり日本社会のコンセンサスがある状況なのかということ、そこはまだないのではないかと思います。

こういった、文化的な側面と法的な側面の両方を踏まえると、現在の日本において新規胚作成と余剰胚利用の間に根本的な違いがあるという、欧米で一般的とされ

る議論をそのまま受け入れることはできないのではないかとというのが私の基本的な認識です。

お答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

(五十嵐会長) どうもありがとうございます。

難しい問題なので、そう簡単にはいかないと思います。

甲斐先生、何か御意見ありますか。

(甲斐専門委員) 今、米村先生が法律論ということで御意見を述べられましたので、整理をもう一回し直すと、先ほどの「これまでの議論」というのは、ヒアリングその他を通じてこの会議に出てきた意見をまとめたということですので、私はその限りでは6ページに書かれている表現は、これはこれで、元の案でよいのではないかと、いうふうに思っております。

ただ、小出先生、小川先生の御意見を反映するとすれば、7ページの「検討内容を踏まえた考察」、そのところで、つまり前回の議論というものをこの委員会ですらどう位置づけるか、ということですね。前回、一応「今までの議論を踏まえてまとめましょう」ということで来たわけですね。前回そういうことで発言された先生方もおられる。「いや、そうではない、やはりそのもっと前の段階までのものでまとめる」というふうに捉えている方もある。どうもそこに若干、私は食い違いがあるような気がしております。

ですから、前回の議論を、あるいは今出された御意見を反映させるということであれば、こののところにそういう趣旨のことを記載してはいかがでしょうか。ただ、これは表現が難しいですね。米村先生が言われたように、確かに日本では、胚の法的地位というのは確立しているわけではない。ただ、この生命倫理専門調査会では、平成16年の胚に関する基本的立場、すなわち、「人の生命の萌芽」というふうな基本的な理解で進めてきており、それをどこまで修正するか、表現は難しいですけども、そういう観点からまとめ直すということになっているわけですね。したがって、断定調にはなかなか書けないと思います。

だから、ここでも「考察をした」ということで、考察の中で両方の意見があるということで、要するに葛藤がある場面であることを示すようなことがうまく表現できないかな、と思います。

では、「どう表現するんだ」と言われると、なかなか難しいんですが、「ただし、」以下のところの表現ですね、このところ、一旦そこで消されている部分

があるんですが、「こういう意見もある」ということを、どこかに残した方がいいような気がします。かといって、米村先生が言われたように、現行法では範囲について明確な法的地位が確立されていないということですので、その限りでは新規胚と余剰胚の区別というのは、法的には区別は付きにくいわけですね。

倫理的には区別を付けるべきだという御意見があることは承知しておりますが、法律論まで入れると、そのところははっきり分からない。そのところをうまくこの文章に、僅かな行ではありますが、反映する工夫ができないかというふうに、今、頭をひねって拝聴しておりました。

御意見をお聞きして、何かいい文案があれば、そういうふうにまとめられれば収まるのではないかな、という気がしているんですが、いかがでしょうかね。

阿久津先生からも御意見を頂きましたが、研究者の立場からそういうことで了解していただければ、それはそれで収まるのではないか、ということで一言申し上げました。

以上です。

(五十嵐会長) 貴重な御指摘を頂いたと思います。ありがとうございます。

確かに、6ページの「ヒアリング、議論等の主な内容」は、これまでの振り返りをまとめたものですので、特にここで大きく修正することは難しいと思います。

一方、7ページと10ページですが、7ページの、今の御指摘いただいた「ただし、」以下のパラグラフの中のブルーで一度消してあるところに、倫理的な配慮が必要であるとの御指摘です。

この点については、修正を加えた方が良くとする小出先生の御意見を反映したいと考えます。小出先生、御意見いただけますか。

(小出専門委員) すみません。私も再三申し上げますけれども、ヒアリングの部分は、これは今までのことをまとめたことでしょうかから、それはそれでいいと思うんです。

ただ、この三次報告は、これから我々の名前が出るわけですね。そうしますと、ちょっとこのままでは納得できないなというところがあったので、申し上げているんです。

今御指摘の7ページの第2段落ですよ。今、法学の考え方は甲斐先生、米村先生から伺って、なるほどなと思ったんですけども、一方、倫理的な見解とい

うのもあるわけで、それが欧米の考え方なのか、日本のコンセンサスはどうなのかということ以前に、一応、基本的な世界共通の見解といいますか、原理的な理解というのはあると思うんですね。だからこそ、国際社会が協力してこの問題に取り組もうとしているわけです。

これまでの議論のまとめのところに、新規胚と余剰胚に「差を付けることは妥当とは言にくい」ということだけが書かれているので、このままだと、その倫理的違いを無視して、あるいはあえてそれを隠して何か研究を進めようとしているのではないかと思われるおそれもあると思うんですね。これを連名で出すというのは非常に抵抗があります。

それで、今、御提案いただいて、私だけではなく、倫理的な基本的な考え方というのも少し加味して、それこそ小川先生がおっしゃったように、両論併記のような形で少し加味していただいた方が、これは国民に向けて、社会に向けて、生命倫理専門調査会の見解として出すには、そちらの方がいいんじゃないかと思うんですけども。あやふやにするのではなく、ちゃんと倫理的違いも考えているということを書いた上で、それでも研究を進めましょうという方がいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

(五十嵐会長) ありがとうございます。

先生がおっしゃっていることは、皆さんも基本的には同意されていると思います。ですので、7ページ、10ページのところの文言については少し修正が必要だと思います。

森崎先生、いかがですか。

(森崎専門委員) 私も小出先生の意見に、ある意味賛成です。

というのは、今回に関しては、遺伝性・先天性疾患というのが関わってくると、どうしても考え方としては、患者さんからの研究のために提供するという、生殖補助医療が目的ではない場合も想定しているので、やはり、そこまできちんと考えていますというのを、こちらとしても提示すべきではないのかなと思います。したがって、小出先生の意見に賛成です。

なので、6ページ目は直さなくてもいいと思うんですけども、7ページ以降に関しては、新しいものについては、やはり何らかの文言を入れていただきたいなと思います。

以上です。

(五十嵐会長) ありがとうございます。

米村先生、お願いします。

(米村専門委員) 具体的にどう直すのかというような議論に移りつつあるような気がしますので、一言申し上げます。私自身はこれでいいと思っているのですが、もし直すとすればということで一つ御提案申し上げますと、先ほど申し上げたことですが、この報告書自体は、従来議論の中で、生命倫理専門調査会のメンバーのコンセンサスが取れた内容に限定すべきだと考えております。

調査会としてのコンセンサスが取れたのはこの範囲だということを、見た人がはっきりそれと認識できるような形で書く方が、将来に向かっても分かりやすく、またきちんと整理されたものとして受け止めてもらえるのではないかと思うからです。

ただ、その過程でいろいろな議論が出たのも確かですので、それは脚注のような形で、別に記載するというような形で、はっきり本文と分けて書いていただく方がよいように思います。コンセンサスの取れた部分はどこまでか、取れなかった部分は何なのかということ、読んだ人が分かるように書いていただければ、それが一番よいと思っております。

(五十嵐会長) 分かりました。

神里先生、いかがでしょうか。

(神里専門委員) ありがとうございます。

私は、前回も申し上げましたように、小出先生のお考えにもともと賛成であります。その上で、6ページの修文というのは、求める必要はないと思っておりますけれども、10ページの「検討内容を踏まえた考察」のところについては修正が必要と考えます。今コンセンサスの話が出ていますけれども、そもそも3ページの15行目から20行目ぐらいを見ますと、この報告書の基本的な立場というのが最初のところに書かれております。その基本的な考え方としては、原則として研究目的での作成はできないんだけれども、それにもかかわらず、やはり必要性が認められる場合には許容するということが記載されています。したがって、報告書自体の出発点は、やはりこの最初の部分が出発点であるということは、共通理解としてもいいのかなと考えております。

ですので、これに合わせる形で、10ページも少し、1文、2文入れていただければというのが私の意見です。

以上です。

(五十嵐会長)分かりました。

10ページの16から18行目と同じく7ページの28行目から33行目までに共通した部分に、特に倫理的な配慮が必要であると記載したいと考えます。米村先生は脚注という形で示す事も御指摘戴きましたが、本文の中に入れるという形もあり得るのではないかと思います。

いかがでしょうか。

(甲斐専門委員)今の点、記載方法ですが、先ほど申し上げましたように、米村先生が言われる共通合意事項といいましょうか、これがどうも確認できない部分もあるんですね。どうも意見が分かれていますので、両論併記という方法も、報告書では私はあり得ると思うんですね。

ドイツの報告書をいろいろ読んでおりますが、ドイツの報告書でも注ではなくて、やっぱり本文で、こういう意見もあったし、こういう意見もあったということで、ちゃんと本文で書いている報告書も見受けられるんですね。

したがって、表現として難しいんですけども、倫理的観点はこういう意見が出されて、「一方で……」、「他方で……」という表現がよく使われる手段です。ただ、どうも拝聴している限りでは、いずれも共通点をあえて最大公約数を入れれば、一定の条件付であれば実施できるという方向では、合意が見られる、というふうにまとめ上げれば、倫理的な捉え方と法的な捉え方で、まだまだ煮詰まっていないところもあるということは留保しつつも、その条件とは何かということは今後煮詰める必要があるというふうなところであれば、最大公約数で共通了解事項と言えるということで、米村先生、いかがですか。

(五十嵐会長)米村先生。

(米村専門委員)私は、本文に入れ込むのであれば、基本的にはこの部分は全部落とす方がよいと思っております。それは一番最初の案に戻るということになります。

それは、直前で甲斐先生がおっしゃった「最大公約数」を記載するということを前提にした考えですが、基本的に、神里先生が先ほど御指摘になった部分は、あくまで胚の「ヒト受精卵の尊重の原則」の適用の結果であり、新規作成胚と余剰胚の区別の議論とは違うというのが私の認識です。

新規作成胚であれ余剰胚であれ、胚を使う以上は原則として使ってはならない、十分な科学的必要性や社会的妥当性などが認められる場合でなければならないとい

う原則論は、同じく適用されるはずだというのが私の認識でありまして、そのこと自体が最初の3ページに記載されているということではないかと思えます。

そこから、更に踏み込んで余剰胚と新規作成胚に違いがあるかどうかで議論が分かれているわけで、そこは最大公約数的な表現ということであるならば、3ページの表現をそのまま使って、この論点については踏み込まないということになるのが最も中立的だと思います。

ただ、それで小出先生に御納得いただけないということならば、両論併記のような形で付記するというだけでも結構だと思いますが、私としては、先ほど申し上げたとおり、できれば本文ではなく注に落として書いていただく方が読む人にとっては分かりやすいのではないかと考えております。

あくまで最大公約数的に言える部分に限定して書くという、その点で私は甲斐先生の御議論に賛成ですけれども、そういう判断をするのであれば、3ページのところの記載にとどまるということであって、それ以上に新規作成胚と余剰胚の区別論には踏み込まないことが中立的であると思っております。

(五十嵐会長) ありがとうございます。

(小出専門委員) よろしいですか。

(五十嵐会長) 小出先生ですね、どうぞ。

(小出専門委員) 3ページの表現にとどまるということでもいいと私も思います。というのも、先ほど神里先生もおっしゃっていただきましたが、3ページのところに「研究材料として使用するために新たにヒト受精胚を作成しない」とちゃんと書いてありますので、これが合意事項だと思います。研究のためにヒト胚を作成すること自体がいけないということ、これが平成16年に「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」を作ったときに合意した、新規胚とすでにある余剰胚との違いについての共通の認識だろうと思うからです。ですから、コンセンサスと言うのであれば、一委員の意見よりも、これによろしいんじゃないでしょうか。

以上です。

(五十嵐会長) 分かりました。ほかはいかがでしょうか。

それでは、7ページの28から33行目、それから10ページの16から18行目の部分に、指摘いただいた倫理的な配慮の点を記載するという形で文章を直したいと思いますが、それによろしいですか。

特に反対の意見がないようですので、まずここは修正したいと思います。

そのほかの点で、何か修正等が必要な点はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今日御意見いただいた点を十分に反映した文章を、7ページ、10ページで修正いたします。その後、皆さんにフィードバックして確認をして、最終的な報告書にしたいと思います。そのような方針でよろしいでしょうか。

特に御異議ないようですので、そのようにしたいと思います。

皆さんの御確認を頂いた後に、総合科学技術・イノベーション会議に議題として報告をすることになります。

御協力どうもありがとうございました。

では、事務局、この修正を一緒にやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議題4に移りたいと思います。

今後の検討議題について、皆さんと御議論したいと思いますので、その前に事務局から説明をお願いしたいと思います。

(廣田参事官)事務局でございます。

資料4を御覧いただけますでしょうか。

前回調査会におきまして、今後の議題の案として、これまでの御議論の中で委員から御指摘のあった事項を整理してお示したところでございます。

こちらにつきましては、参考資料1として今回お配りをしております。

前回、第128回の調査会での御議論を踏まえまして、参考資料1に記しました三つの事項、それ以外に検討すべき事項を整理する目的で、専門委員の皆様方に調査会において議論すべき事項についての御意見をお出しいただけるようお願いをしたところでございます。

専門委員の皆様には、御検討、また御提出を頂きまして大変ありがとうございました。

御提出いただいた御意見は、事務局におきまして、資料4にございますように、1ページ目の中ほど二つ目の丸でございますが、1から8までに類型化をして整理

を行っております。

1枚おめくりいただきまして、1から始まっておりますけれども、このうち1から3につきましては、前回の本日お配りしました参考資料1の1から3にあったものと同じものになっております。

一つ目は、ここに書いてございますように、いわゆる14日間ルールというものについての御意見でございます。これについて、先般ISSCRにおいて、一律に規定するのではなくて、各国できちんと考えるべきではないかというような報告書が出たことを受けた形の御意見を頂戴しているところでございます。

次の3ページ目の2でございますが、これは14日間ルールの見直しを受けた形を取っておりますけれども、審査体制について考えたらどうかという御意見でございます。

実は、これにつきましては、先般既にもう、一度おまとめを頂いたところでございますが、14日間ルールについての考え方が新たに示されたことを受けて、もう一度考え直した方がいいのではないかというような御意見かというふうに考えます。

もう一枚おめくりいただきまして、ページといたしましては4ページでございますが、「多能性幹細胞等からヒト胚に類似した構造や、生殖細胞を作成する研究について」ということで、こちらについても三つほど御意見を頂いているところでございます。

ここまでは、従前お示しをいたしました本日の参考資料1としてお配りしたものの中に関連した御意見というふうに事務局の方で考えて、まとめさせていただいたところでございます。

4番以降は、今回新たに出てまいりましたもので、四つ目といたしましては、先日の議論の際も若干出ておりましたけれども、いわゆる「未受精卵の入手に係る検討について」ということで御意見を頂戴しているところでございます。

これについては二つほど御意見がありましたが、新規胚ということ、先ほども御意見がありましたように、卵子、配偶子を新たに入手をしてというようなことも考えると、その点について検討すべきではないかというふうな御意見かと存じます。

次をめぐっていただきまして、6ページ目でございますが、これは具体的な選定とかそういうものではなくて「指針の整理・策定について」ということで、これが一番実は御意見の数としては多かったんですけれども、今までヒト胚とかART指針とか、いろいろな形で指針が出ているけれども、それについて一度きちんと、ど

ういものがどういう形で関わっているのか、それぞれどういうものを対象にしているのか等々について、整理をした方がいいのではないかという御意見というふうに考えております。それが1から2、3となりまして、4番目は、14日間ルールもこの中で考えた方がいいのではないかという御意見を頂戴しているところでございます。

5番目の御意見につきましては、ここでは指針の整理等の中にくくらせていただきましたが、研究規制の全体構造・制度枠組みについてということで、指針という切り口から、もうちょっと大きなところまで検討した方がいいのではないかという御意見かと存じます。

めくっていただきまして、8ページ目でございますが、6番目といたしましては臨床応用ということで、臨床応用については既に、二次報告の中で書かせていただいて、厚労省において一度御議論いただいているところでございますけれども、そこについて、またやはり考えた方がいいのではないかという御意見です。これについてが二つほど出ております。

次の7番目でございますが、これは議題というよりも方法論になるかと思うんですけれども、関係学会からヒアリングをするべきではないかというような御意見かというふうに思います。これについて、お二方から御意見を頂いているところでございます。

最後に8番目でございますが、出生前診断についてということで御意見を頂戴しているところでございます。これについては、この頃マスメディア等でも取り上げられていますように、今までの胎児の診断というものがかなり、もう少し胎児や妊婦さんに負担の掛からない形になってきたのですけれども、他方で、そのために産婦人科以外のところでも行われているのではないかというようなことを受けた御意見かなと思います。

以上、このような八つの形に頂いた御意見を事務局の方でまとめさせていただいたところでございます。

最後に、戻りまして最初の1ページ目の表紙でございますが、こちらに書いてございますように、具体的な課題についての指摘を含めて、今後、調査会での議論、若しくは関係府省等の対応状況を踏まえて、議題とすべきなのかどうか、また、その場合の優先順位等について、今後、調査会において御検討いただければというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

(五十嵐会長) どうもありがとうございました。

今日は、資料4にありますように、今後この調査会で議論すべき事項について、八つのカテゴリーに分けて整理をしていただきました。

政府の方から本調査会に依頼があった件について議論するだけでなく、この会としても、議論すべき点を自ら検討することも重要と思います。本日は、先生方の御意見を頂きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

(甲斐専門委員) 議論の前提として、臨床応用という観点からいくと、これはむしろ所掌範囲というのは厚労省のところに行くと思うので、本調査会がこれら全部に関連はするんですけども、本来やるべきものということで優先順位が付けられればと思います。そうすると、要するに、先ほど言った臨床応用といったようなところは、関連はするところで議論はしても、これだけを優先順位として取り上げるというのはいかがなものか、という気もするんですが、そこら辺りはいかがでしょうか。事務局の方はどう考えておられるか、お聞かせいただければ。

(廣田参事官) 事務局でございます。

先ほども最後に申し上げましたように、今回は、先生方から頂戴した意見を類別をしてお示しをしたというところでございまして、本日も結構でございますし、次回以降の専門調査会の中で、今、正に甲斐先生からお話のありましたような個別の内容について、議題とすべきかどうかという点からの位置から御議論を頂ければというふうに考えているところでございます。

その上で、これとこれについては、では優先順位としてはどういう順番で考えるのか、若しくは検討の方法、どこの学会から御議論を頂くのか、ヒアリングであればあなたの先生から頂くのか、そういうことについても含めて御議論を頂ければというふうに考えているところでございます。

(五十嵐会長) 甲斐先生、よろしいですか。

(甲斐専門委員) もちろんそれで結構であります。全部それは関連する問題ではあるんですけどもね。

(五十嵐会長) そうですね。

それから、5番の指針というのは、これは非常に重要な問題だと私も思います。ただ、この調査会だけでできる内容なのかというのが、少し疑問には思うんですね。

非常に大きな課題ですので、この調査会で扱うべき内容なのか、その辺は、私は会長としては少し自信がないんですけれども、大きな話だなと考えております。

何かほかにかがででしょうか。御意見を頂きたいと思います。

(三浦専門委員)三浦です。よろしいでしょうか。

(五十嵐会長)どうぞ、お願いします。

(三浦専門委員)私は、4番の未受精卵の入手に関する検討をしていただきたいと考えておりました、というのは、これまでの今回の取りまとめの議論を伺っていても、難病研究のために新規胚作成を認めるという方向も出したわけですから、そうすると、やっぱりARTで余った胚というよりは、研究のために患者さんが提供したいという、提供するということが十分想定できると思いますので、これは議論の必要があったと思いました。

以上です。

(五十嵐会長)御意見ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

阿久津先生にお伺いします。先ほど御指摘いただいた1番目の14日間ルールの問題とか、あるいは3番目の多能性幹細胞等からヒト胚類似物、あるいは生殖細胞を作るという研究が海外では行われていますが、それらに関する議論は日本の学会の中でされていらっしゃるのでしょうか。

(阿久津参考人)私の個人的な意見になりますけれども、余りそういう記憶はないですね。明らかに明白な議論というのは、いわゆる研究領域の学会の中ではなかったんじゃないかなと思います。

というのは、まず幹細胞を使った胚、ヒトの着床周辺期の研究の成果というのは、特にプラストイド(Blastoid)という斬新な研究成果が出たのは今年ですので、まだその辺の倫理的な手続に関して、研究倫理的な点についてもなされていないんじゃないかなと思います。

一方、研究は進むと思います。ただ、ヒトES細胞を使った場合だと、もう既にガイドライン、使用研究の指針がありますので、研究は適切に実施できると思います。

以上になります。

(五十嵐会長) どうもありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

8番目の出生前診断についてです。最近、日本産婦人科学会が新しい方針を示しました。苛原先生、これに関して情報がございますか。

(苛原参考人) 苛原です。聞こえますでしょうか。

(五十嵐会長) 大丈夫です。

(苛原参考人) 今おっしゃっているのが、NIPTに関連したことと、それから着床前診断に関することだと思うんですが、NIPTについては、現在、厚生労働省の方で検討を進めていただいて、ほぼ学会を横断して管理をするという方向で進んでいると思います。

それから、着床前診断については、実は体外受精の保険適用の問題が同時にありまして、それとの兼ね合いで、現在、産婦人科としてはいろんな見解を見直しているところでもあります。その一環として検討して、ある程度成案はできているんですけども、今、意見を求めているところでもあります。まだ、今後どうなるかはちょっと分かりませんが、そのように思っております。

以上です。

(五十嵐会長) 最近の動向を教えてくださいました。ありがとうございます。

NIPTに関しては厚生労働省が検討中ということで、厚生労働省からは何か情報を頂けることはできますか。

(山本母子保健課長(厚生労働省)) お世話になっております。厚生労働省母子保健課長の山本でございます。

(五十嵐会長) よろしく申し上げます。

(山本母子保健課長(厚生労働省)) お世話になります。

今、苛原先生からもお話しいただきましたが、厚生労働省では、令和2年10月に厚生科学審議会の科学技術部会の下にNIPT等の出生前検査に関する専門委員会を設置させていただきまして、出生前検査の適切な在り方、またその実施体制、あと妊婦の方への情報提供の在り方や遺伝カウンセリング等の相談支援体制などについて、6回にわたって御議論を頂きました。その結果は今年の5月に取りまとめでいただいたところでもあります。

つい先日、日本医学会の下に出生前検査認証制度等運営委員会が設置されまして、現在、妊婦の方々に寄り添った出生前検査の実施に向けて御検討いただいているところです。

ありがとうございます。

(五十嵐会長) 分かりました。どうもありがとうございます。

そうすると、NIPTに関しては、日本医師会の下で行われている委員会で、今、話し合いをしているということですので、その結果も待ちたいと思います。

(山本母子保健課長(厚生労働省)) 日本医学会ですね。

(五十嵐会長) 失礼しました。日本医学会ですね。

それから、着床前診断に関しては、体外受精やその保険適用を含めて、今、産婦人科学会の方で検討中ということが分かりました。

森崎先生、御意見ございますか。

(森崎専門委員) 私自身、実はこういう着床前診断、それから出生前診断に関わっている立場から、一言申し上げたいと思います。もっとも、着床前診断は異常があれば胚を戻さないのので、出生前診断とは問題は少し違うかもしれませんが、NIPTとかその他の出生前診断は、もし何かあったときには妊娠継続をしないという選択が出てきてしまうような検査であることなんですよ。

ところが、検査後の帰結については、現在、まだ整備がされていないというか、人工妊娠中絶ということについても母体保護法のみで実施されているというのが現状だと思います。

それから出生前診断については、最近では画像診断もふくめて、かなりの胎児の疾患が出生前に分かるようになっていきますし、本来なら小児期あるいは成人になってから診断されるような疾患もふくめ、かなりの疾患が出生前に分かるような流れになってきています。つまり、ある意味、産婦人科だけではなくて、もっともっと大きく巻き込んだような出生前診断になってきてしまっています。こうした検査の結果によって胎児の運命が決定されることもある、ということを考えると、その後の転帰もふくめて、本来なら倫理的な側面からも考えなくてはいけないと思うんですけれども、あえて産婦人科の方でも法律の方でも避けてきた部分があるんじゃないかなと、そんな気がしています。

それだけ、一言申し上げたいと思いました。

(五十嵐会長) 御指摘ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、神里先生、どうぞお願いします。

(神里専門委員) 先ほどの5の指針の整理・策定の意見の一つは、私からのものになります。

先ほど先生、座長がおっしゃられたとおり、これをやるには、かなり壮大な作業が発生するとは思いますが、ただ、ここの調査会が音頭を取らない限りは、どこも動きようがない内容だと思います。

そして、この機会というのはとても大切な機会です。これを逃すとまた次の機会というのがいつ巡ってくるのか分からないということもあります。そして、先ほどの基本的考え方についても、この構成員の中で随分考え方が違うということも踏まえ、割と根本的なところからの話し合いというものをきっちりやっていくということが、今後のために必要ではないかというふうに思っております。

以上です。

(五十嵐会長) 分かりました。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

(米村専門委員) すみません、米村ですが、よろしいでしょうか。

(五十嵐会長) どうぞ、お願いします。

(米村専門委員) 今の神里先生の御意見に基本的に賛成です。5のところには私の意見も含まれておりまして、生命倫理専門調査会が全体の研究規制の方向性を出すということ、是非御検討いただきたいと思っております。

私の直接の意見は、5の中の一番最後のもので、かなり長い理由を書かせていただいているところです。現状、研究規制に関しては、指針規制と法律規制が両方あり、近年は法律の規制がだんだん範囲を広げていっている状況にあるわけですが、法律の規制というのは、基本的にはそれぞれの所管庁、の方で独立に検討しているという状況で、しかも、研究分野ごとに、法律の場合はかなり断片的に規制が加えられるというような傾向があります。このため、医学・生命科学研究全体を見通した制度設計がされにくい環境があるように思います。

こういう状況が今後も続くことは、日本全体の研究の推進のために好ましくないというのが私の意見です。現状では、確たる理由もなく研究分野ごとに全く違うルールが導入されていることになっており、一つの医療機関、研究機関の中で一つの倫理委員会が五つも六つも指針ないし法律を見ながら、別のルールに従って判断しなければならぬというような事態が起こりかねない状況になっているわけです。

法律上の判断機関は、再生医療の場合も臨床研究の場合も一応法律上は別組織ということになっているわけですが、しかしメンバーはかなり重なっていることが多く、私自身の経験では、1回研究機関・医療機関の会議に参加すると、「はい、この時間からはこの機関としての判断です」、「はい、この時間からこの機関としての判断です」というような形で、実際には大幅にメンバーが重なる形で複数機関が運営されるという状況もあります。

そういったことも踏まえて、是非、生命倫理専門調査会の方で全省庁にまたがる研究規制の基本的な考え方や方針をおまとめ頂きたく思っております。各論に踏み込むのは確かに問題があるのかもしれませんが、全体的な方向性を出すということであれば、私は可能ではないかというふうに思っておりますので、是非そういった方向でお考えいただきたいというところです。

(五十嵐会長) どうもありがとうございます。

この5番の課題については、一番、委員の先生方からも要望が多かった課題であります。

(甲斐専門委員) 今の点でよろしいですか。

(五十嵐会長) はい、どうぞ。

(甲斐専門委員) 神里先生、米村先生の御意見、大変有り難く思っています。

相当前に、私もそういうタイプの意見を出したことがあるんですが、もう相当前ですので、当時はなかなかそういう対応が難しいという背景はあったんですね。ただ、昨今の動き、あるいは今のお二人の御意見を聞いて、そういう機運が高まっているのではないかと、思われます。私も、やはり例えばフランスの生命倫理基本法のような、何か基本的な枠組みというものをこころ辺りで作って、それに基づいて、詳細はそれぞれの分野でルールをまた作っていくという、何かそういうシステムをそろそろ構築した方がよいのではないかと、考えます。

日本もバイオポリティクス、科学技術立国というようなことを一応旗印を掲げようとしている、あるいは掲げているんですけども、やはり行き当たりばったりの

ガイドラインとかということで、対応が大変なところも逆にあるので、相互の食い違いとかもあったりもしますので、本調査会として一つのテーマだけではなくて、限られた時間でも結構ですが、継続的に何か長期的に検討していくような、今のようないかなる基本的な倫理指針みたいな、何かそういうものを検討していただくと、後世のためになるのではないかなというふうに思っている次第で、先ほどのお二人の御意見に基本的には私も賛成です。可能かどうかは分かりません。御検討いただければ有り難いな、とは思いますが。

各論の問題は各論の問題として、それぞれ、やはり考えていかなければいけないというふうに思います。一応そういうことを申し上げたいと思います。

(五十嵐会長) どうもありがとうございます。

(小門専門委員) よろしいでしょうか。

(五十嵐会長) どうぞ。

(小門専門委員) 小門です。

私も、この5については書かせていただいて、今、甲斐先生がおっしゃったように、各論と多分ここで長期的な視野で話をするという両方が必要なのかなと思っております。

かなり起こっていることに対応を続けてきて、かなり複雑な状況になっているなという気が、私もそういうふうに思っておりますので、根本的な議論をする場として、包括的な方針を長期的視野で考えるというのが必要だと感じております。

以上です。

(五十嵐会長) 御意見ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

そういたしますと、今日は議論の順位付けはできないと思いますので、もうしばらく先生方にお考えいただきまして、そして今日頂きました御意見を十分踏まえ、さらに、先ほどの厚生労働省や学会の動きなどもありますので、そうした状況も踏まえて、検討すべき課題の優先順位を含めまして、今後、調査会にて検討したいと考えます。

引き続き御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、次の議題5に移りたいと思います。

その他として、事務局から説明をお願いいたします。

(廣田参事官)事務局でございます。

その他というところで御報告いたしたいのは、お手元資料の参考資料2と3を御覧いただけますでしょうか。

少し前になりますが、9月4日に実施いたしました日本科学未来館と内閣府共催のトークイベント「あなたは どう思いますか？研究のためのヒト受精卵の作成」とネットアンケートの結果集計について報告をさせていただきたいと思います。

参考資料2がオンライントークイベントについてございまして、概要はこの1ページ目に書いてあるとおりで、9月4日土曜日の2時から1時間半にわたって、オンラインでトークイベントを開催いたしました。

御出演いただきましたのは、原山優子先生、加藤和人先生、高橋明子先生、それと未来館のコミュニケーション専門主任である詫摩さんに御出演を頂いております。

内容といたしましては、科学コミュニケーターからヒト胚についての基本情報の提供、原山先生と加藤先生から、お二人とも、こちらの調査会の元委員でございますので、これまでの日本での議論の経緯と国際的な動きについて御紹介を頂いたところでございます。

あわせて、参考資料3でお示しをしました事前アンケートを御説明したり、配信方法はニコニコ生放送、いわゆるニコ生を使用しましたので、視聴者の方からのリアルタイムでコメントを頂けますので、このコメントを見ながらの意見交換を行ったところでございます。

参加者といたしましては、ここにも書いてございますように、番組終了時でのリアルタイムでの集計でございますが、3,773名ということで、話題としてはかなりニッチというか、かなりマニアックな部分もある話題かなと思っていたので、事務局としては少し事前に心配をしていたんですが、予想外の数の視聴が頂けたかなというふうに思っているところでございます。

3のところに結果として書きましたが、生放送の視聴者は3,700人を超えまして、リアルタイムのコメントもかなり頂けたところでございます。

また、あわせて後ほど御説明をさせていただきますが、事前アンケートでは307件の回答を頂いているところでございます。

先ほども簡単に御説明しましたように、加藤先生、原山先生、高橋先生について

は、それぞれのお立場での御専門の御意見を説明いただいて、併せて事前アンケートに寄せられた疑問や意見に触れながら御説明を頂いたところでございます。

イベント中の視聴者からのコメントとしては、「技術がはやくなりすぎて議論がおいつかないね」といったものとか、「新規胚と余剰胚の本質的な違いが判りません」というような御意見も頂いたところですが、ニコ生の良いところとか利点でもあると思うんですけれども、視聴者と出演者の間でやり取りをリアルタイムで行うことができたかなというふうに考えているところでございます。

番組後にアンケートを配信の形でやっているんですけれども、おかげさまで「とても良かった」というのは7割、8割近くの評価を頂きまして、「まあまあ良かった」が17.1%、「ふつう」が1割程度で、「あまり良くなかった」若しくは「良くなかった」がゼロというような、大変御好評を頂いたかなというふうに考えているところでございます。

新型コロナウイルスの感染が、ちょうど第5波の真ただ中でございましたので、対面のイベントを開催することは大変難しゅうございましたので、オンラインイベントの参加ということで、バリアが低かったのかなということと、日本のどこからでもネットがつながれば、どなたでも御参加いただけますので、アクセスの良さとか、あと匿名性が高いという点などがよかったかなというふうに考えます。3,700人を超える視聴者の方に御覧いただけただことはよかったかなと思っているところでございます。

事前のアンケートも含めまして、今後ともこのような国民への広報活動を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

1枚おめくりいただきまして、そのときの配信した画面をそのまま載せているんですけれども、こういうような形で、リアルタイムでやらせていただきまして、2ページ目の下の方でございますが、5番目に番組中に寄せられた視聴者のコメントを簡単に幾つか抜粋で載せさせていただいております。

「倫理観と合理性の戦いになりそうな話ですね」とか「ヒトはいつからヒトなのか?とかも関わってきそう」というような、正に匿名性が高いので、話し言葉そのままのコメントを頂戴しているところでございます。

このような形で、オンラインイベントを開催して、かなり評価が高かったかなというふうに思っているところでございます。

続いて、参考資料3でございますが、これはそれに先立って、8月2日から31日と、ほぼ一月間にわたって内閣府のホームページ上でアンケートを行ったところ

でございます。

アンケート項目は、この二つ目のスライドに書いてありますように、今回の第三次報告に特化した形ではなくて、もうちょっと広い形で、出だしとしては「日本では、ヒトの受精卵を研究に使うことを、一定の条件のもとで一部認めています。このことをご存知でしたか」というような形で始まりまして、ここに書いてあるようなアンケートを行ったところでございます。

先ほども申しあげましたように、300を超える回答を頂きまして、それをいろいろな形で分析をしましたのが、おめくりいただいて三つ目のスライドからになります。

年齢、性別、職業を分けましたところ、年齢で一番多かったのは50代と40代ということで、割と年齢層はやや若干高めだったかなというようなことで考えています。性別としては6割が女性ということで、受精卵というか、そういう形ですので女性の方が御関心が高かったのかと。職業は、会社員などという形で、ちょっと仕分け方としては大きなくくりになっておりまして、どちらかといえば医療従事者の方や生命科学の基礎研究者などよりは、いわゆる一般のお勤めをなさっている方が大半だったということですが、一番最初の受精卵を研究に使うことについての御回答なんですけど、実は知らなかったという意見が6割近くあって、やはり分野としては、なかなか知られない分野なのかなと考えているところでございます。

その後は、「研究のために新しく受精卵を作り、研究に使うことをどう思いますか？」というような幾つかの選択肢の中から選んでいただく形で、それについてお答えを頂いたものを、また関連した形の回答を頂いているような形というものが続きまして、それを分類したものが、おめくりいただきまして7、8、9のスライドで分類をしております。

実は、このアンケートは、次の10枚目のスライドで書いておりますけれども、自由に記載していただく欄を設けまして、「研究のために新しく受精卵を作り、研究に使うことをどう思いますか？」という質問に対して、抵抗があるとか、やるべきではない、いわゆる反対の方の御意見というものを10番目のスライドにお示しをしたところですよ。

御反対されている方の御意見としては、自然の摂理と倫理を尊重なさい、人は神ではありませんとか、人が入ってよい領域があるはずですよというような御意見を頂いておりました。あと、不妊治療を受けていたがというようなことで、お書きいただいた方もいらっしゃいます。

ここが御反対いただく方の御意見でございます。めくっていただいて11枚目のスライドですが、そういう研究をしてもいいのではないかと、動物実験で分からなければやむを得ない、人の受精卵を作って研究に使うのはやむを得ないとか、研究の目的を限定すべき、そのほかのお答えいただいた方からの御意見としては、ここに書いてございますように、新しく受精卵を作り研究に使用する場合は、研究者によって解釈が異なってはいけないので、きちんと研究目的に限定すべきだとか、不妊や難病などの研究で、かつ動物実験で分からないものの研究のためであれば、厳しいルールの下でやっていいのではないかというような御意見、かなり長文にわたり御意見を頂戴しているところでございます。

「どのような研究目的ならば、新しい受精卵を作り、研究に使ってもよいと思えますか？」という質問については、動物実験で分からないならばとか、そういうようなお答えについては、最後の12番目のスライドに書いたような御意見を頂いたところでございます。

エンハンスメントや、そういうところは駄目だというような御意見も挙げられておりますけれども、このような形で、300というアンケートとしては、確かに数的にはそう多くないかなとも思うんですけれども、分野としてはかなり広く知られた分野でもございませぬので、意外な反響があったかなというふうに事務局では考えているところでございます。

このような形で、国民に対しての広報というか、皆様にお知らせすることを今後とも続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

(五十嵐会長) 御説明ありがとうございました。

せっかくですから、委員の先生方から質問などございますか。

よろしいですね。

こうした啓発活動は、定期的を実施していただきたいと思いますが、今回はオンライン形式のもとで4,000人近く参加したということです。

参加者が30代以降の方がほとんどのようですから、若い方たちにも分かりやすく解説するような活動も今後必要になってくるのではないかともしました。

どうもありがとうございました。

それでは、全体を通しまして、何か委員の先生方、ございますか。

よろしいですか。

それでは、本日の議題は以上になります。

事務局から連絡事項等がありましたら、お願いいたします。

(廣田参事官)事務局でございます。

今回リモート開催に御協力いただき、ありがとうございました。コロナウイルス感染症の状況によりましては、今後リモート開催となる可能性がございます。改善点などがございましたら、事務局までお知らせいただけますと幸いです。

次回の生命倫理専門調査会の日程については、日程を調整し、改めて御連絡をさせていただきます。

事務局からの御連絡は以上でございます。

(五十嵐会長)ありがとうございました。

では、これで第129回生命倫理専門調査会を終了いたします。

御協力を頂きまして、ありがとうございました。